

指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	富山県知事第1号
指定の有効期間	令和2年4月7日から令和7年4月6日まで
機関の名称	一般財団法人富山県建築住宅センター
主たる事務所の住所	富山県富山市舟橋北町4番19号電話番号 076(439)0248
代表者氏名	渋谷 克人
業務区域	富山県の全域
指定の区分	建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第15条第1号、第2号、第9号、第10号、第13号及び第14号に規定するもの
取扱う建築物等	確認検査の業務を行う範囲は、次に掲げる建築物で床面積の合計が500平方メートル以内のもの並びにその建築物に設ける建築設備及びその建築物の敷地内に設ける工作物（法88条第1項に規定するものに限る。）に係る確認、中間検査及び完了検査とする。 (1) 法第6条第1項第2号及び第3号の建築物のうち一戸建ての住宅（住宅以外の用途（住宅に附属する自動車車庫等を除く。）を兼ねるものを除く。）で、法第68条の11第1項の規定に基づく認証にかかるもの (2) 法第6条第1項第4号の建築物（同条第5項の規定による構造計算適合性判定を求めなければならないものを除く。）
実施する業務の態様	建築確認、中間検査、完了検査